

医療保障とリターンボーナスで セカンドライフをダブルサポート



生存還付給付金付終身医療保険 I 型 60 日型

01 生涯つづく医療保障

入院から退院後の通院まで

入院・手術・退院・退院後の通院の保障をそろえました。
 ※保険契約の型がI型の場合
 (退院・退院後の通院保障がないII型もお選びいただけます)

ケガ入院は倍額保障

不慮の事故によるケガで入院された場合には、入院給付金が倍額になります。

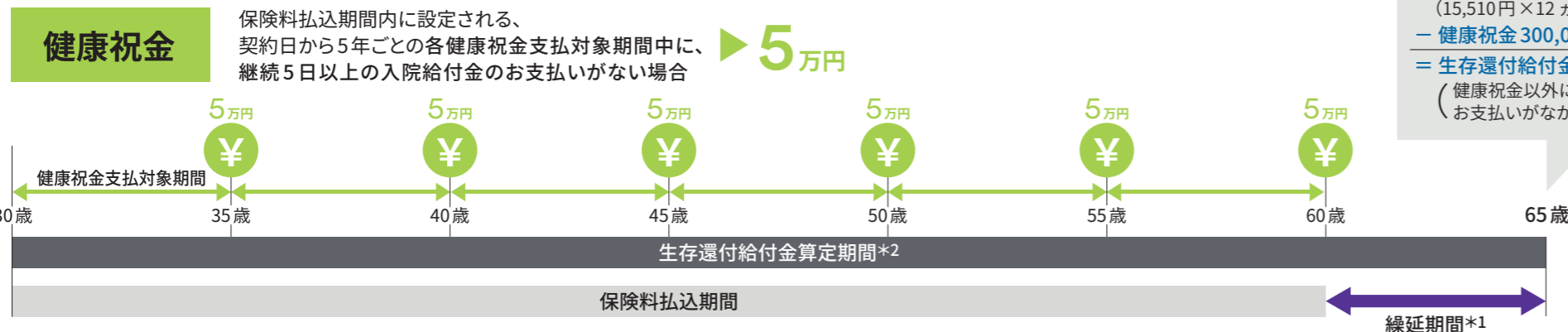
選べる短期払

保険料払込期間は、55歳～85歳払込満了(5歳刻み)から選べます。
 ※契約年齢、繰延期間*1などにより異なります。

身体障害状態などに該当された場合は保険料払込免除

病気やケガにより所定の高度障害状態に該当された場合、または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当された場合は、保険料の払い込みは免除されます。

ご契約例 契約年齢：30歳女性 保険契約の型：I型5口 保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払込満了(短期払)
 生存還付給付金算定期間*2：65歳まで 繰延期間*1：5年 口座振替月払保険料：15,510円



*1 繰延期間とは、保険料払込期間満了日の翌日から生存還付給付金算定期間満了日までの期間をいいます。
 *2 生存還付給付金算定期間とは、契約日から保険料払込期間の満了日以後の年単位の契約当日のうち、契約者をご契約の際に指定した日の前日までの期間をいいます。

リターンボーナス
 (生存還付給付金)
528万3,600円

払込保険料相当額 5,583,600円
 (15,510円×12ヵ月×30年)
 - 健康祝金 300,000円 (5万円×6回)
 = 生存還付給付金 5,283,600円
 (健康祝金以外に各給付金のお支払いがなかった場合)

選べるリターンボーナス 2つのコース

一括受取コース

素敵なセカンドライフをスタートするための準備資金として



一括受取

年金受取コース

ゆとりあるセカンドライフ費用として(年金支払特約)



※図は5年確定年金の場合。
 ※年金額をご契約時点で定まるものではなく、年金支払開始時点のこの特約の基礎率などにもとづいて計算された金額となります。
 ※年金受取コースは、リターンボーナスの金額や受取時の年齢などによっては選択できない場合があります。
 ※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

医療保障	入院 入院初日から保障 それぞれ1回の入院*3につき60日まで保障 通算支払限度：730日	手術 病気やケガで所定の手術*5を受けられたとき (手術給付金) 1回につき 5万円	退院 通算5日以上入院後、退院されたとき (退院給付金) 1回の入院*3の退院につき 2.5万円	退院後の通院 1回の入院*3の通院につき30日まで保障 通算支払限度：730日 通算5日以上入院の退院後、120日以内に通院されたとき (通院給付金) 1日につき 2,500円
	病気で入院されたとき (疾病入院給付金) 1日につき 5,000円 不慮の事故によるケガで、事故の日から180日以内に入院されたとき*4 (災害入院給付金) 1日につき 10,000円			
死亡保障	死亡されたとき(死亡保険金) 50万円			

リターンボーナスを受け取られた後も、**医療保障・死亡保障**はそのまま生涯続きます!

しかも、保険料払込済なので、保険料の支払いもありません。

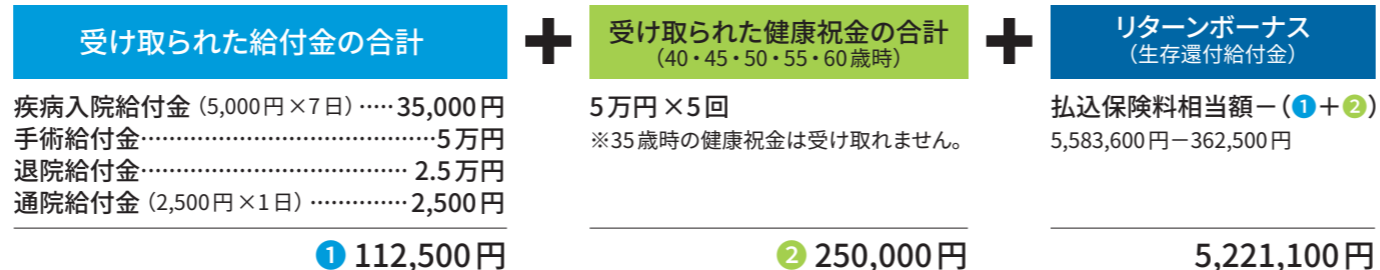
*3 支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1回の入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。例)「高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患」など
 *4 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき(ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します)。
 *5 単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術など支払対象にならない手術があります。支払対象となる手術については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

各給付金のお支払い例

ご契約例の場合

33歳時に胆石症で胆嚢摘出術を受けて7日間入院、退院後、1日通院。その後は無事に過ごされて65歳を迎えられた場合。

CS1601-18



※健康祝金の受取回数は契約年齢・プランにより異なります。※記載はあくまで一例です。個別の事情などにより給付内容は異なる場合があります。

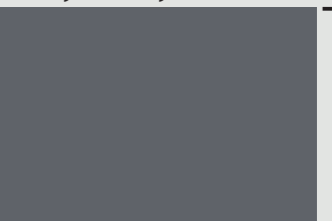
65歳までの受取総額

5,583,600円



払込保険料相当額

15,510円×12ヵ月×30年
5,583,600円



しっかりサポート!

あなたのセカンドライフを応援する

02 リターンボーナス

生存還付給付金算定期間満了時に生存されていれば、リターンボーナス（生存還付給付金）が受け取れます。

実質の保険料負担がなくなります!

ご契約例の場合：65歳時にリターンボーナスを受け取られたとき

リターンボーナスは、生存還付給付金算定期間中に受け取られた入院などの各給付金・健康祝金の合計額と払込保険料相当額で計算します。

65歳までの受取総額

リターンボーナス

+

健康祝金の合計額

+

各給付金の合計額

=

払込保険料相当額

口座振替月払保険料
×
12カ月
×
保険料払込期間（年数）

・各給付金・健康祝金の合計額が、払込保険料相当額よりも多い場合
リターンボーナスのお支払いはありませんが、給付金などの受取総額が
払込保険料相当額を下回ることはありません。

※生存還付給付金の受取時期はご契約年齢・プランにより異なります。

リターンボーナス

（生存還付給付金）

528万3,600円

払込保険料相当額5,583,600円
(15,510円×12カ月×30年)

− 健康祝金300,000円 (5万円×6回)

= 生存還付給付金5,283,600円

(健康祝金以外に各給付金の
お支払いがなかった場合)

65歳

繰延期間*1

生涯続きます!

選べる

リターンボーナス 受取時期

繰延期間：0年 保険料払込期間が満了したときにお受け取り

繰延期間：5年 保険料払込期間の満了から5年後にお受け取り

繰延期間：10年 保険料払込期間の満了から10年後にお受け取り

※ご契約後に、繰延期間を変更することはできません。

選べる

リターンボーナス 2つのコース

リターンボーナスの活用方法を選べます!

▶ 詳しくは中面をご覧ください

⚠️ ご確認ください

リターンボーナスの受取時期前に解約や契約口数の減少を行った場合の受取額は、払込保険料相当額を下回ります。また、死亡された場合も契約当初を除き、払込保険料相当額を下回ります。

解約をされたとき

保険料払込期間中

保険料払込年月数に応じて計算した解約返戻金をお支払いします。ただし、早期に解約された場合にはお支払いする金額がまったくなくなか、あってもごくわずかです。

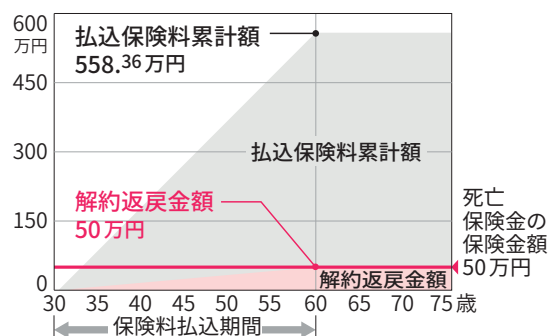
保険料払込期間満了後

疾病入院給付金日額の100倍（死亡保険金の保険金額と同額）の解約返戻金があります。

減口（契約口数の減少）をされたとき

生存還付給付金のお支払いについては、生存還付給付金算定期間満了時の契約口数で契約されたものとして取り扱います。払込保険料相当額や、生存還付給付金算定期間中に受け取られた各給付金、健康祝金の合計額も生存還付給付金算定期間満了時の契約口数で当初より契約されていたものとして計算します。

ご契約例の場合



月払保険料表 (口座振替保険料率)

保険契約の型：I型5口 保険期間：終身

単位：円

繰延期間：0年					繰延期間：5年					繰延期間：10年				
保険料 払込 期間	生存還付 給付金 算定期間	契約 年齢 (歳)	男性	女性	保険料 払込 期間	生存還付 給付金 算定期間	契約 年齢 (歳)	男性	女性	保険料 払込 期間	生存還付 給付金 算定期間	契約 年齢 (歳)	男性	女性
60歳 払込 満了	60歳 まで	10	6,000	6,215	60歳 払込 満了	65歳 まで	10	5,480	5,745	60歳 払込 満了	70歳 まで	10	5,025	5,340
		11	6,225	6,455			11	5,660	5,950			11	5,165	5,500
		12	6,465	6,725			12	5,855	6,165			12	5,325	5,695
		13	6,730	7,010			13	6,070	6,405			13	5,490	5,885
		14	7,015	7,320			14	6,285	6,665			14	5,670	6,100
		15	7,320	7,655			15	6,525	6,935			15	5,860	6,325
		16	7,650	8,025			16	6,770	7,220			16	6,055	6,555
		17	8,000	8,415			17	7,050	7,540			17	6,260	6,815
		18	8,385	8,840			18	7,340	7,875			18	6,480	7,085
		19	8,800	9,315			19	7,655	8,245			19	6,725	7,385
		20	9,255	9,825			20	7,990	8,650			20	6,975	7,700
		21	9,755	10,390			21	8,350	9,070			21	7,235	8,030
		22	10,310	11,015			22	8,750	9,545			22	7,535	8,395
		23	10,920	11,710			23	9,185	10,060			23	7,850	8,795
		24	11,605	12,480			24	9,665	10,630			24	8,195	9,230
		25	12,355	13,335			25	10,185	11,250			25	8,570	9,685
		26	13,215	14,295			26	10,755	11,925			26	8,955	10,175
		27	14,180	15,385			27	11,395	12,675			27	9,400	10,730
		28	15,275	16,615			28	12,110	13,515			28	9,895	11,330
		29	16,530	18,025			29	12,910	14,450			29	10,425	11,995
30	17,960	19,650	30	13,795	15,510	30	11,015	12,730						
31	19,635	21,555	31	14,780	16,690	31	11,640	13,530						
32	21,585	23,805	32	15,920	18,060	32	12,365	14,445						
33	23,890	26,480	33	17,215	19,635	33	13,175	15,490						
34	26,640	29,715	34	18,685	21,465	34	14,070	16,655						
35	29,955	33,680	35	20,390	23,595	35	15,075	17,995						
36	34,050	38,650	36	22,340	26,095	36	16,175	19,485						
37	39,175	45,000	37	24,665	29,100	37	17,470	21,260						
38	45,720	53,310	38	27,405	32,725	38	18,940	23,320						
39	54,330	64,565	39	30,680	37,145	39	20,630	25,730						
40	66,050	80,520	40	34,630	42,615	40	22,580	28,555						
41	31,530	38,005	41	20,195	25,155	41	14,425	18,305						
42	35,915	44,085	42	22,105	27,970	42	15,460	19,895						
43	41,415	51,970	43	24,320	31,325	43	16,615	21,730						
44	48,485	62,530	44	26,930	35,375	44	17,930	23,845						
45	57,860	77,250	45	30,035	40,335	45	19,430	26,310						
46	27,835	36,345	46	17,610	23,370	46	12,715	16,300						
47	31,290	41,855	47	19,080	25,800	47	13,515	17,580						
48	35,535	48,890	48	20,765	28,670	48	14,400	19,035						
49	40,830	58,150	49	22,710	32,080	49	15,395	20,690						
50	47,595	70,760	50	24,970	36,195	50	16,510	22,590						
51	23,660	33,090	51	15,200	20,290	51	11,480	13,815						
52	26,165	37,655	52	16,270	22,140	52	12,090	14,735						
53	29,165	43,370	53	17,475	24,285	53	12,755	15,755						
54	32,785	50,690	54	18,835	26,790	54	13,490	16,905						
55	37,255	60,335	55	20,385	29,745	55	14,305	18,200						
56	19,755	27,800	56	13,385	16,595									
57	21,485	31,080	57	14,165	17,850									
58	23,490	35,080	58	15,025	19,265									
59	25,870	40,030	59	15,985	20,880									
60	28,695	46,270	60	17,060	22,745									
61	16,885	21,880												
62	18,070	23,950												
63	19,420	26,375												
64	20,960	29,245												
65	22,735	32,700												

- ・契約年齢、繰延期間などにより、お申し込みいただけるプランが異なります。
- ・月払保険料表に記載のない保険料払込期間・契約年齢範囲については、担当者までお問い合わせください。

ご契約後のサービス **MetLife Club** メットライフ クラブ

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。
商品付帯サービスと会員登録制サービスで構成されています。

商品付帯サービス

- ・健康生活ダイアル24 ・セカンドオピニオンサービス
- ・ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス など

会員登録制サービス

- ・優待・割引・特典サービス

詳細はメットライフクラブの
ホームページでご確認ください。

<http://www.metlife.co.jp/customer/support/metlifeclub/>

※上記URL、もしくはこちらからアクセスしてください ▶



・これらのサービスは2017年11月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。・これらのサービスは、メットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。・利用の際には諸条件があり、ご要望に添えない場合があります。・サービスに利用料金が生じる場合はご利用者のご負担となります。・サービスによっては、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。

ぜひ、ご一読ください。規約のいろいろ。

契約年齢 満6歳～65歳 ※契約内容により異なります

保険期間 終身

保険料払込方法(経路)

保険料の払い込みは、口座振替、クレジットカード払などがご利用いただけます。

保障(責任)の開始

責任開始時(第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき)から保障を開始します。

支払事由

各給付金などは保険期間中に下記の支払事由に該当したときにお支払いします。

疾病入院給付金 *1*2	責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院されたとき
災害入院給付金 *1	責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として入院されたとき(ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であることを要します)
手術給付金 *2*3	責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として所定の手術*4を受けられたとき
退院給付金 (I型のみ)	疾病・災害入院給付金が支払われる通算5日以上入院をされた後、生存して退院されたとき
通院給付金 (I型のみ)	疾病・災害入院給付金が支払われる通算5日以上入院をされた後、原因となった疾病または傷害の治療を目的として退院日の翌日からその日を含めて120日以内に通院されたとき
健康祝金	健康祝金支払基準日*5の前日末に生存し、健康祝金支払対象期間*6中に疾病・災害入院給付金が支払われる継続5日以上入院がなかったとき
生存還付給付金	生存還付給付金算定期間*7の満了時に生存されているとき
死亡保険金	死亡されたとき

*1 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、災害入院給付金のみをお支払いします。

*2 薬物依存による疾病入院・手術の場合は給付金をお支払いしません。

*3 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、1回の手術とみなし重複してお支払いしません。

*4 支払対象となる手術については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

*5 健康祝金支払基準日とは、次に定める日とします。

①保険料払込期間中に到来する、契約日から5年ごとの年単位の契約
当日

お申し込みにあたっては、「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■お問い合わせ先/担当者

■引受保険会社

- ②保険料払込期間の満了日の翌日(ただし、保険料払込期間の満了日と生存還付給付金算定期間の満了日が同日の場合、および保険料払込期間の満了日から直前の健康祝金支払基準日までの期間が5年未満の場合を除きます)
- *6 健康祝金支払対象期間とは、契約日または健康祝金支払基準日からその直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの期間をいいます。
- *7 生存還付給付金算定期間は、契約日から保険料払込期間の満了日以後の年単位の契約当日のうち、契約者をご契約の際に指定した日の前日までの期間をいいます。

給付金の支払限度

1回の入院の支払限度(日数)および、通算支払限度(日数)は、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれについて次のとおりになります。

支払限度の型	1回の入院の支払限度	通算支払限度
60日型	60日	730日

- ・退院給付金…1回の入院の退院につき1回
- ・通院給付金…1回の入院の通院につき30日まで、通算支払限度730日
- ※支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたととき、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1回の入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
例)「高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患」など

給付金代理請求特約について

この特約を付加されますと被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求することができます。

保険料払込免除について

責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当された場合、または責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当された場合、保険料の払い込みは免除されます。

ご契約上の注意

- ・既往症、職業その他によっては契約をお引き受けできない場合があります。
- ・保険料自動振替貸付はお取り扱いできません。
- ・この保険に高度障害保険金はありません。
- ・この保険に契約者配当はありません。



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
www.metlife.co.jp